(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津字町向一三五番五から同町歌津字管の浜一八番一〇まで	前	A 八・五〇～五七・八〇メートル	
		B 六・七七～二二・九〇メートル	
	後	A 八・五〇～五七・八〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 六・七七～二二・九〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一四番七から同町吉里吉里三丁目二一〇番五まで	前	一五・一六～八六・〇四メートル	
	後	一七・一二～八一・三二メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目三一四番七から同町吉里吉里三丁目二一〇番五まで	前	一五・一六～八六・〇四メートル	
	後	一七・一二～八一・三二メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県九戸郡洋野町有家第四地割字滝川原一二番二から同町小子内第七地割字長坂五四番二八まで	前	一六・二〇～四九・四二メートル	
	後	一八・一一～九二・四五メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県九戸郡洋野町種市第三九地割字角川目八番一から同町種市第三九地割字角川目八番五八まで	前	一五・二一～二〇・六〇メートル	
	後	一五・六二～二四・四四メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

四十五号　岩手県九戸郡洋野町種市第三九地割字角川目八番一六八から同町種市第三九地割字角川目八番五八まで

供用開始の期日　平成二十八年七月八日

○北海道開発局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号及び二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
旭川市神居町神居古潭国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二八九林班に小班地内	前	五六・七八～七四・〇七メートル	
	後	五七・三三～七四・五八メートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

北海道開発局長　今　日出人